

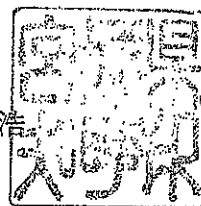
公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた船舶及び漁船（以下「被災船舶」という。）で、当該災害の復旧及び復興に支障があると認められたため、所在した場所から移動し、保管したもののうち、その所有者、使用者その他当該被災船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を知ることができないものその他当該被災船舶の取扱いについて所有者等の意思を知ることができないものについて、次のとおり公告する。

なお、県は、当該被災船舶の所有者等が平成24年11月30日までに申し出ない場合には、保管した当該被災船舶を処分する。この場合において、当該被災船舶の所有者等は、当該被災船舶に係る権利を放棄したものとみなし、県に対し、異議を申し出ることができない。

平成24年8月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 保管した被災船舶の船名、船舶番号（漁船登録番号）、船長、船の高さ、船幅、塗色別紙のとおり
- 2 被災船舶の保管場所
仙台港多賀城地区緩衝緑地中央地区野球場
多賀城市大代一丁目地内
- 3 申出先及び問い合わせ先
〒983-0836
仙台市宮城野区幸町四丁目1番2号
宮城県仙台土木事務所総務部行政第二班（電話022-297-4118）

※いずれも旧砂押川から引き上げた船舶・漁船である。

(単位:m)

番号	船舶番号・漁船番号	船名・漁船名	メーカー	船の長さ	船の高さ	船の幅	色
1	不明	不明	不明	6.30	0.60	1.60	白
2	不明	不明	不明	5.30	0.55	1.40	白
3	MG_1894	長栄丸	不明	5.75	0.60	1.50	白